

■地方分権改革の主な経緯

年月	内容		
平成5年6月	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	【第1次地方分権改革のポイント】 ○機関委任事務制度の廃止と事務の再構成 ○国の関与の新しいルールの創設（国の関与の法定化など） ○権限移譲（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲） ○条例による事務処理特例制度の創設	第1次地方分権改革
平成7年5月	地方分権推進法成立		
7月	地方分権推進委員会発足（～平成13年7月） ※平成8年12月 第1次～平成10年11月 第5次勧告		
平成11年7月	地方分権一括法成立		
平成13年7月	地方分権改革推進会議発足		
平成14年6月～17年6月	骨太の方針（閣議決定）（毎年） ⇒三位一体改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革）		
平成18年12月	地方分権改革推進法成立	【第2次地方分権改革のポイント】 ○地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し） ○国から地方への事務・権限の移譲など ○都道府県から市町村への事務・権限の移譲など ○国と地方の協議の場の法制化	第2次地方分権改革
平成19年4月	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年3月） ※平成20年5月 第1次～平成21年11月 第4次勧告		
平成23年4月	国と地方の協議の場法成立		
4月	第1次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し）		
8月	第2次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）		
平成25年3月	地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣）		
4月	地方分権改革有識者会議発足		
6月	第3次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）		
平成26年5月	第4次地方分権一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲）		
6月	「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ		平成26年4月～ 提案募集方式の導入
平成27年6月	第5次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）		
平成28年5月	第6次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）		
平成29年4月	第7次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への事務権限移譲）		
平成30年6月	第8次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への事務権限移譲）		
令和元年5月	第9次地方分権一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への事務権限移譲）		

■法改正による事務権限の移譲

＜横浜市に移譲された主な事務権限等（平成 24 年度以降）＞

法律	主な事務権限等	施行期日
第 2 次地方分権一括法 (平成 23 年成立)	区域区分等に係る都市計画の決定	H24. 4. 1
	特定非営利活動法人の設立認証等 ※横浜市はH22. 4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H24. 4. 1
第 3 次地方分権一括法 (平成 25 年成立)	市街地再開発事業における事業認可等	H26. 4. 1
第 4 次地方分権一括法 (平成 26 年成立)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定（税財源も移譲）	H29. 4. 1
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定	H27. 6. 4
	自家用有償旅客運送の登録・監査等 (国から希望する市町村へ移譲)	H27. 4. 1 (横浜市は H28.1.4 に移譲)
第 5 次地方分権一括法 (平成 27 年成立)	農地転用許可に関する事務権限 (農林水産大臣が指定した市町村への移譲)	H28. 4. 1 (横浜市は H28.11.1 から 運用開始)
	火薬類の製造許可等	H29. 4. 1
	高圧ガスの製造許可等	H30. 4. 1
難病の患者に対する 医療等に関する法律 (平成 26 年成立)	都道府県が行うとされている事務を、大都市特例により指定都市が処理（特定医療費の支給に要する費用の支弁等）	H30. 4. 1
第 6 次地方分権一括法 (平成 28 年成立)	地方版ハローワークの創設 国と地方自治体による雇用対策の一体的実施	H28. 8. 20
第 7 次地方分権一括法 (平成 29 年成立)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ※横浜市はH27. 4 に条例による事務処理の特例により県から移譲済	H30. 4. 1
災害救助法の一部を 改正する法律 (平成 30 年成立)	大規模災害時の応急救助の実施 (内閣総理大臣が指定する救助実施市への移譲)	H31. 4. 1 (横浜市は H31.4.1 救助実施市に 指定)

■ 条例による事務処理の特例を活用した事務権限の移譲
＜神奈川県から横浜市に移譲された主な事務権限等＞

＜福祉＞

- ・在宅重度障害者等手当支給に係る書類の調査等

＜医療衛生＞

- ・医療法人の設立認可等
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に対する報告徴収等

＜環境＞

- ・鳥獣の捕獲許可等
- ・温泉の湧出量等の報告徴収等

＜産業経済＞

- ・事業協同組合等の設立認可等
- ・ふぐ営業の認証等

＜社会資本＞

- ・一般国道に係る国土交通省所管国有財産の立入・境界確定等
- ・一級及び二級河川（河川工事等について協議したものに限り）に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託

＜市民生活＞

- ・有害図書類の陳列方法等に係る立入調査等
- ・一般旅券（パスポート）の発給申請の受理等

計 96 事務（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※一般旅券の発給申請の受理等（旅券法）の事務を含む
（横浜市への移譲時期は令和元年 10 月 31 日）

平成30年7月9日

今後の8市連携による取組について

1. 8市連携の基本的な取組方針

2040年頃における課題（少子高齢社会、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等）を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を目指すため、8市が連携して短期、中長期の両面から取り組めます。

【短期的な取組】

各市が現在取り組んでいる多様な主体との連携等に関する施策（好事例）について、取組状況・効果を8市で共有するとともに、可能な市間での連携、更には順次拡大を検討します。

【中長期的な取組】

少子高齢社会、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等の中長期的な共通課題の研究・検討を行い、新たな連携施策につなげます。

2. 8市連携の推進体制

（1）8市連携市長会議

- 基本方針・取組状況確認の場
連携の必要性・目的・基本方針や取組状況を確認する場として、適宜、開催します。
- 対外発信の場
連携の取組内容や効果、都市部の課題解決モデル等を対外発信する場として、圏域のみならず日本全体の発展に貢献することを目指します。

（2）8市連携部局長級会議（仮称）

- 8市における先進的な取組・効果の共有等、分野横断的な視点で連携に向けた協議と情報交換を定期的に行います。
- 連携への具体的検討や中長期的な共通課題の研究のため、必要に応じてワーキンググループ（課長級会議）を設置します。

8市連携による当面の取組について

平成 31 年 1 月 23 日
8市連携部局長級会議

1 短期的な取組について

(1) 観光施策の取組について

観光施策を所管する部署が連携して、国内外からの誘客に向けた広域連携の取組を検討・実施することとした。

(主な取組内容)

- ・連携可能な観光資源の選定と受け入れ環境の充実
- ・周遊ルート作りと誘客プロモーション

(2) 好事例の情報共有について

8市連携市長会議の担当者を窓口、主に自治体間の連携や連携につながる施策(好事例)について情報共有を開始することとした。

(主な共有項目)

- ・2040年頃における課題(少子高齢社会、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等)に関する事
- ・文化プログラム等、文化・芸術振興に関する事
- ・公民連携に関する事
- ・自治体間ベンチマーキング等、行政改革に関する事
- ・その他、圏域の「行政サービスの維持・向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を実現に寄与する施策に関する事

2 中長期的な取組について

8市の現状や8市間における広域連携の課題等について基礎調査を行い、今後の展望等を検討することとした。

3 その他

8市連携市長会議及び部局長級会議の座長・事務局は横浜市が担うこととした。

8市が連携した観光振興の取組から、 訪日外国人観光客（インバウンド）向け英語観光マップ 「Day trip from Yokohama」が誕生しました！

横浜市は、平成30年度より、隣接する7つの市（川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市）と連携し、訪日外国人観光客（インバウンド）誘客に向けた自治体間連携による観光施策に取り組んできました。

今回、連携の成果として、8市それぞれの観光スポットと、それらを組み合わせた魅力的な観光周遊ルートを訪日外国人観光客に紹介するマップ「Day trip from Yokohama」が誕生しました！

このマップを手にした訪日外国人観光客の方々に、横浜を起点とする日帰り観光を楽しんでいただくことで、連携8市間での観光の促進および横浜市内での宿泊者の増加を図ります。

マップ「Day trip from Yokohama」について

1 概要

英語版・A2サイズ、両面カラー

発行部数：2万部

(1) 表面

- ・横浜を中心とした8市の地図上に、各観光地等の写真とQRコードを掲載。
- ・QRコードをスマートフォンで読み取ると、各公式HPへリンクします。
- ・その他、観光地を巡る横浜発着のモデル観光コースも掲載しています。

(2) 裏面

- ・表面に掲載した各観光地等38か所の紹介記事を掲載しています。

2 配布場所

市内観光案内所（横浜駅、桜木町駅、新横浜駅）、及び連携各市の観光案内所・宿泊施設等



8市連携について

横浜市は川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市と「8市連携市長会議」を設置し、2040年頃の広域的な課題を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」及び「持続可能な成長・発展」を目指し、連携策の協議を開始しました。

昨年度開催の「8市連携市長会議」では、横浜市長からインバウンド誘客に向けた自治体間の連携について提案し、取組を進めることに合意しました。

お問い合わせ先

文化観光局 観光振興課長 永井 由香

TEL 045-671-3940

横浜市が「新たな広域連携促進事業」の委託団体に 選定されました～8市連携市長会議～

横浜市では、隣接する7市と「8市連携市長会議」を設置し、水平・対等な関係で8市全体の「行政サービスの維持向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を目指し、連携策の協議を進めており、この度、国（総務省）の委託事業「新たな広域連携促進事業」※に選定されました。

※ 人口減少や少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える住民サービスを持続可能な形で提供していくため、地方公共団体間の新たな広域連携を促進することが目的の委託事業。

1 構成自治体

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市

8市の総人口：6,926,251人（うち横浜市 3,724,844人）

8市の総面積：907km²



2 国（総務省）の選定日

令和元年6月25日

3 委託事業の概要

将来的に予想される人材不足や行政需要の変化、都市構造の変化等の諸課題に対応するため、「8市の現状や2040年頃に想定される共通の諸課題等についての基礎調査」※や「8市の職員向け合同勉強会」を実施するとともに調査結果に基づき、8市における今後の行政サービスの維持・向上を実現するための具体的な連携施策や中長期的な協力関係について、検討・協議する。

※基礎調査は公募型プロポーザルにより民間事業者に再委託します。

4 スケジュール

令和元年7月1日 基礎調査に係る公募型プロポーザル実施（参加意向申出書締切：7月11日）

令和元年8月末 基礎調査の事業者決定（予定）

令和2年2月末 国（総務省）への事業報告

5 これまでの経緯

平成30年7月9日 8市連携市長会議開催（基本的な取組方針、推進体制について市長間で確認）

平成31年1月23日 8市連携部局長級会議開催（短期、中長期の当面の取組について合意）

令和元年5月17日 「新たな広域連携促進事業」の募集に係る提案書の提出

お問合せ先

政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課 広域行政担当課長 安形 和倫 Tel 045-671-2108

第24回 大都市制度（特別区設置）協議会

日 時：令和元年6月21日（金）

午後1時30分～

場 所：大阪府議会 第2委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区（素案）》について

（2）その他

3. 閉 会

【配付資料】

資料1 大都市制度（特別区設置）協議会の開催経過

資料2 今後の協議の進め方について（案）〔今井会長提出資料〕

大都市制度(特別区設置)協議会 委員名簿

区分	大阪府		大阪市			
会長	今井 豊	維新				
長	吉村 洋文				松井 一郎	
議長	三田 勝久	維新	広田 和美	維新		
議員	河崎 大樹	維新	山下 昌彦	維新		
	横山 英幸	維新	守島 正	維新		
	紀田 馨	維新	藤田 あきら	維新		
	杉本 太平	自民	北野 妙子	自民		
	原田 亮	自民	川嶋 広稔	自民		
	肥後 洋一朗	公明	西崎 照明	公明		
	中村 広美	公明	山田 正和	公明		
					山中 智子	共産

大都市制度（特別区設置）協議会の開催経過

平成 29 年度

H29. 6. 27	第 1 回	○ 会長を選任 ○ 協議会の運営及び進め方について協議
H29. 8. 29	第 2 回	○ 「総合区素案」の報告
H29. 9. 29	第 3 回	○ 「特別区素案」の説明
H29. 11. 9	第 4 回	○ 「特別区設置に伴うコスト」（特別区素案追加資料）の説明 ○ 「財政シミュレーション」の説明
H29. 11. 24	第 5 回	○ 事務局質疑
H30. 1. 16	第 6 回	○ 事務局質疑 ○ 「総合区設置における財政シミュレーション」の説明 ○ 国との調整状況の報告
H30. 1. 30	第 7 回	○ 委員間協議
H30. 2. 22	第 8 回	○ 特別区の区割り（案）を「4区B案」として、協議を進めることを決定 ○ 国との調整状況の報告 ○ 各省庁の意見を踏まえた事務分担修正の説明

平成 30 年度

H30. 4. 6	第 9 回	○ 「特別区の名称」、「特別区本庁舎の位置」、「区議会議員の定数」（特別区素案追加資料）の説明 ○ 「特別区素案（事務分担（案）の変更に伴う修正）」の説明 ○ 「大規模プロジェクトに係る財政的な影響」の説明 ○ 「総合区設置に関する制度案（副首都推進局案）」の報告
H30. 4. 25	第 10 回	○ 事務局質疑 ○ 国との調整状況の報告
H30. 5. 28	第 11 回	○ 事務局質疑 ○ 協議会の運営について（動議）
H30. 6. 1	第 12 回	○ 協議会の運営について（動議）

H30. 7. 2	第 13 回	○ 事務局質疑
H30. 8. 24	第 14 回	○ 「財政シミュレーション（特別区・総合区時点更新）」の説明 ○ 「特別区素案（時点更新）」の説明 ○ 「特別区設置に伴うコスト（庁舎整備に関する試算）」及び「組織体制（部局別職員数）」の説明 ○ 事務局質疑
H30. 9. 28	第 15 回	○ 事務局質疑
H30. 11. 12	第 16 回	○ 事務局質疑
H30. 12. 27	第 17 回	○ 「大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱い」及び「組織体制（組織機構及び課・事業所別職員数）」の説明
H31. 1. 11	第 18 回	○ 事務局質疑
H31. 1. 23	第 19 回	○ 協議会の運営について（動議）
H31. 1. 29	第 20 回	○ 事務局質疑 ○ 協議会の運営について（動議）
H31. 2. 8	第 21 回	○ 事務局質疑 ○ 協議会の運営について（動議）
H31. 2. 22	第 22 回	○ 事務局質疑 ○ 委員間協議（特別区の名称・区域、区議会議員の定数 等） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称変更について （東西区→淀川区 南区→天王寺区に変更） ・ 議員定数について （大阪市会定数どおり、東京特別区並みは必要 等） </div>
H31. 3. 7	第 23 回	○ 事務局質疑 ○ 委員間協議（事務分担、財政調整 等） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合について （介護保険事業の在り方） ・ 財源配分等について （事務移管に伴う財源配分、市民優遇措置の継続 等） </div> ○ 協議会の運営について協議

■ 今後の協議会の運営にあたり、以下の事項を確認する。

- ① 協定書のとりまとめに向け、今後、1年程度かけて協議を進めること
- ② 委員間協議を基本に進めることとし、これまでの協議の進捗状況や意見にとらわれることなく、協議を行うこと
(なお、委員間協議に関連して、事務局等へ事実確認が必要な場合は、必要に応じて対応)
- ③ 次回（第25回）協議会では、協定書のとりまとめに向けた意見や素案に対する具体的な修正意見などの提案をいただき、以降の協議は、その意見を踏まえて進めること
- ④ これまでは、総合区制度も並行して議論するとしていたが、今後は特別区制度に絞って行うこと
- ⑤ 府議会の代表質問で維新会派から提案のあった、協議会自身が住民と向き合う「出前協議会」について、検討していくこと

《令和元年度》

◇ 第24回協議会 6月21日

- ・協議の進捗状況について
- ・各会派基本スタンスの表明
- ・今後の協議の進め方について

◇ 第25回協議会 8月頃

- ・協定書作成にあたっての各会派意見表明
→協定書のとりまとめに向けた意見や素案に対する
具体的な修正意見などを提案

**以後のスケジュールは、提案
内容等を踏まえて提示**

◇ 9月頃～

- ・各会派からの提案内容等について委員間協議
- ・協定書記載事項について委員間協議（複数回）
- ・協定書（案）の方向性を確認
→ 国との事前協議を開始
- ・協定書（案）の提示

**出前協議会
の開催**

《令和2年度》

◇ 4～6月頃

- ・協定書（案）とりまとめ



国との協議



協定書の決定



府市両議会の議決



住民投票 秋～冬